

OECD環境保全成果レビュー審査会合の結果について

平成14年1月15日(火)
環境省総合環境政策局環境計画課
課長：鷺坂 長美(内6220)
計画官：奥主 喜美(内6227)
補佐：上田 康治(内6221)
担当：岡崎・春日(内6256)

パリのOECD本部において、OECD環境政策委員会・環境保全成果ワーキングパーティー(OECD/EPOC/WPEP)の第21回会合(平成14年1月9日(水)～11日(金)の3日間)が開催され、我が国の環境政策の取組状況を審査した環境保全成果審査報告書が、各国代表による議論を経て承認された。我が国に対する審査は、平成5年以降8年ぶり。

報告書は「結論及び勧告」並びに「本文」からなり、「結論及び勧告」については、会議終了後、事務局より公表された。本文については、5月以降に公表予定。

1. OECD環境保全成果レビュー

OECDの環境保全成果レビューは、OECD環境政策委員会・環境保全成果ワーキングパーティー(Environment Policy Committee/Working Party on Environmental Performance)において、OECD加盟各国が、環境政策の取組状況について相互に審査を行うものであり、平成4年に開始された(我が国は前回、平成5年に第1回の審査を受けており、今回が2回目となる。なお、このプログラム開始以前の昭和51～52年に我が国に対する試行的な審査が実施されている。)

2. 今回の対日環境保全成果レビュー

今回の対日審査については、既に昨年5月にレビュー・ミッションが来日し、ヒアリングが行われており、第21回OECD環境政策委員会・環境保全成果ワーキングパーティー会合(1月9日(水)～1月11日(金)、於：パリOECD本部)における議論を経て、審査報告書が承認された。

審査報告書は、「本文」(170ページ程度)並びに「結論及び勧告」(12ページ)からなり、「結論及び勧告」については審査会合終了後、事務局より公表された。なお、「本文」を含めた全体は、本年5月以降に公表予定。

3. 審査報告書の内容

- (1) 今回の審査は、前回平成5年の審査後の我が国の環境行政の進展を対象に行われ、環境政策における効率性の向上、経済・社会政策における決定への環境配慮の統合、国際的な環境協力の強化、の3つの視点から、大気・水行政、廃棄物行政、気候変動対策にいたるまで幅広く対象とされ、具体的には、以下の分野が審査対象とされた。

環境管理（環境政策における効率性の向上）

： より効率的な環境政策の実施、大気、水、廃棄物、自然及び生物多様性持続的な発展に向けて（経済・社会政策における決定への環境配慮の統合）

： 環境配慮の経済的な意思決定への統合、環境配慮と社会配慮の統合、化学物質

国際的な環境協力（国際的な環境協力の強化）

： 気候変動、その他の国際約束及び国際協力

- (2) 今回公表された「結論及び勧告」においては、その結論部分で、1990年代における我が国の環境行政の進展が大いに評価された上で、経済的手法や費用効果分析等が不十分である等の横断的事項についての指摘や、大気、水、廃棄物、自然、化学物質対策、温暖化対策等の個別分野での指摘がなされた。勧告部分では、こうした結論部分における指摘を踏まえ、以下を始めとする合計60項目の勧告がなされた。（概要は別添資料参照）

環境政策における経済的手法の活用、経済分析の強化

窒素酸化物・非メタン揮発性有機化合物・粒子状物質対策の強化

閉鎖性水域の栄養塩削減対策の強化、土壤汚染管理法制度の整備

廃棄物対策における経済的手法の活用、拡大生産者責任の適用拡充

保護地域の財政措置・人的資源等の強化、生態系再生事業の一層の推進

戦略的環境アセスメントの体系的実施に向けた措置

道路燃料及び自動車税制の見直し及び更なる発展

化学物質管理に生態系保全を含むよう規制の範囲をさらに拡大

2002年の京都議定書発効の追求、税・課徴金等の経済的手法を含むバランスのとれた国内制度の構築、温室効果ガス削減の観点からの既存税制の検討及び更なる発展。

4. 政府代表団の構成

環境省 浜中裕徳 地球環境審議官（政府代表団長）
江口隆裕 廃棄物・リサイクル対策部企画課長
鷺坂長美 総合環境政策局環境計画課長
早水輝好 環境保健部化学物質審査室長
小川晃範 地球環境局環境協力室長（OECD/EPOC/WPEP副議長） 他
他に、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省から参加。

OECD環境保全成果レビュー・対日審査報告書における「結論及び勧告」

(化学物質関連部分の仮訳)

2.3 化学物質

日本は、化学物質の重要な生産国、利用国及び輸出国であり、日本の化学産業の産出額（日本の製造業の総産出額の10%を占める）は、世界で12%を占め、一人当たり需要量もOECD諸国中最も多い。1990年代において、日本は新規化学物質の上市及び新たな農薬の登録に係る規制を引き続き実施した。近年、日本は、PRT R、ダイオキシン類及びPCBに係る法律を制定するとともに、有害化学物質の排出を削減するための対策を強化した。その結果の一例として、1997年から1999年にかけて、各産業部門からのダイオキシン類の排出量は60%から65%削減された。12種類の有害化学物質の大気への排出について、産業界の自主的取組は相当量の削減をもたらした。PCBの安全な処分は、関連する法制度及び技術の確立により再開された。日本は、内分泌かく乱作用の疑われる物質の問題に対して対応を始めた。また、化学物質管理（例えば、高生産量化学物質の安全性点検）に関する国際的なプログラムについて、OECDのプログラムも含め、引き続き積極的に参加している。有害化学物質の環境モニタリングは体系的で徹底している。

いくつかの分野で引き続き進展が求められている。生態系の保全は、日本の化学物質管理政策の目的に、一般的には健康と並ぶ形で含まれていない。有害化学物質の排出削減に係る数値目標は、ダイオキシン類やその他のわずかな物質を除き設定されていない。（新規化学物質の上市前に必要な）試験手続を他のOECD諸国と調和させる日本の努力は、積極的に続けられるべきである。リスク評価は現在までにごくわずかの有害化学物質に対して行われただけである。製品中の有害化学物質に係る消費者へのリスクに関する情報は不十分である。化学物質の生産及び消費に係るデータは、健康リスクの評価に体系的には活用されておらず、また、より良いリスクコミュニケーションのための公表もなされていない。既存化学物質の大半は、いまだに安全性評価を受けていない。農薬使用のための実施基準は設定されており、多年にわたり農業者への教育プログラムにより推進されてきている。同基準の実施の確保が重要である。これまでの取組（インベントリー、処理技術の開発等）に続いて、廃残留性農薬の環境上適切な廃棄を促進すべきである。

以下のとおり勧告する。

- ・ 化学物質管理の効果及び効率をさらに向上させるとともに、生態系保全を含むように規制の範囲をさらに拡大すること。
- ・ 化学業界の自主的取組を強化するとともに、化学品製造者に対し（既存化学物質等の）安全性点検へのより積極的な役割を付与すること。
- ・ 消費財に使用されている化学物質の環境及び健康へ与えるリスクを、製品のライフサイクルのあらゆる段階において削減するよう、製造業者を奨励するための対策を導入すること。
- ・ 農薬の使用に関する規制及びガイドラインについて、農業者への指導を続けるとともに、農業者の遵守状況を引き続き監視すること。
- ・ 住民が利用しやすい化学物質に関するデータベース（例えば、毒性、リスク評価、ライフサイクルのあらゆる段階における排出等）を引き続き整備するとともに、有害化学物質に関するリスクコミュニケーションを強化すること。
- ・ 他のOECD諸国との協力（例えば、新規及び既存化学物質に関する試験手続の調和）を継続するとともに、東アジアにおける環境上適正な化学物質管理を引き続き促進すること。

2.3 Chemicals

Japan is an important producer, user and exporter of chemicals, accounting for 12% of world output value in the chemical industry (10% of total Japanese manufacturing value) and with higher demand per capita than any other OECD country. In the 1990s, Japan continued to implement regulations on the introduction of new chemicals to the market and registration of new pesticides. In recent years, Japan has also adopted laws on a PRTR, dioxins and PCBs, and strengthened measures to reduce emissions/discharges of hazardous chemicals. As an example of the results, dioxin emissions from a range of industrial sectors were reduced by 60-65% from 1997 to 1999. Voluntary initiatives by industry concerning air emissions of 12 hazardous chemicals have led to substantial reductions. Safe disposal of PCBs has been put back on track with the development of related legislation and technologies. Japan has begun to address the issue of suspected endocrine disrupters, and has continued to be very active in international programmes concerning chemical management, including that of the OECD (e.g. safety investigation of high production volume chemicals). Environmental monitoring of hazardous chemicals is systematic and thorough.

Progress is still required in several areas. Protection of ecosystems is not generally included alongside health in the objectives of Japanese chemical management policy. Quantitative targets for the reduction of releases of hazardous chemicals have not yet been set, except for dioxins and a few other substances. Japan's efforts towards harmonisation of test procedures (required before the introduction of new chemicals to the market) with those of other OECD countries should be actively continued. Risk assessment has been completed only for a few hazardous chemicals so far. Risk information to consumers concerning hazardous chemicals in products is insufficient. Data on production and consumption of chemicals are not systematically used to assess health risks, nor made public for better risk communication. The great majority of existing chemicals have yet to undergo safety assessment. A code of practice for pesticide application has been in place, and has been promoted through educational programmes for farmers, for many years. It is important to secure the implementation of the code. Following efforts made (e.g. inventory, development of disposal technologies), the environmentally sound disposal of obsolete persistent pesticides should be promoted.

It is recommended to:

- further improve the effectiveness and efficiency of chemical management and further extend the scope of regulation to include ecosystem protection;
- strengthen voluntary initiatives in the chemicals industry and grant a more active role to chemical producers in safety investigations (e.g. of existing chemicals);
- introduce measures to encourage manufacturers to reduce the environmental and health risks posed by chemicals used in consumer products, at all stages of the products' life cycle;
- continue to instruct farmers about and monitor their compliance with regulations and guidelines concerning the application of pesticides;
- continue to develop publicly accessible databases on chemicals (e.g. on toxicity, risk assessment, emissions at all stages of the life cycle) and strengthen risk communication concerning hazardous chemicals;
- continue to co-operate with other OECD countries (e.g. on harmonisation of test procedures for new and existing chemicals) and continue to promote environmentally sound chemical management in East Asia.